

# 10月から幼児教育・保育の無償化が始まります！

## 対象者は

**3～5歳児の方**については、保育の必要性、利用施設等によって、適用されるか決まります（概要は下表のとおりです）。  
**0歳～2歳児までの方**については、**住民税非課税世帯の方のみ**無償化の対象となります。

## 保育の必要性

### 保育の必要性とは？

保護者の就労、疾病、障害、妊娠・出産等により、日中家庭で子どもの保育ができないと認められる状況のことです。

なお、保育の必要性が認められるには**市への申請が必要**です。（すでに保育所等へ通っており、認定をお持ちの方は申請不要）

### 保育所(園)、幼稚園、認定こども園 をご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
<b>保育所(園)</b>	—	<b>無償</b>
<b>認定こども園</b>	<b>無償</b>	
<b>幼稚園</b> 〈新制度未移行〉 (コスモス、津田桑名、津田大山田)	<b>無償</b> (2万5,700円/月まで) ※ 満3歳以上の子どもが対象	
<b>幼稚園</b> 〈新制度移行済〉 (公立幼稚園、くわな、マリア)	<b>無償</b> ※ 満3歳以上の子どもが対象	

### ※ 認可外保育施設等 をご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
<b>認可外保育施設等</b> (保育所(園)・幼稚園・認定こども園を利用していない場合)	<b>対象外</b>	<b>無償</b> (3万7,000円/月まで)

※ 認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポートセンター、保育所の一時預かり等

### 就学前の障害児発達支援 をご利用の場合

<b>就学前の障害児発達支援</b> (障害児通園施設等)	<b>無償</b> ※ 保育所・幼稚園・認定こども園と併せて利用した場合も対象
----------------------------------	--

### 幼稚園等の預かり保育 をご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
<b>預かり保育</b> (幼稚園または認定こども園)	<b>対象外</b>	<b>無償</b> (1万1,300円/月まで)

### 対象となる3歳児って？

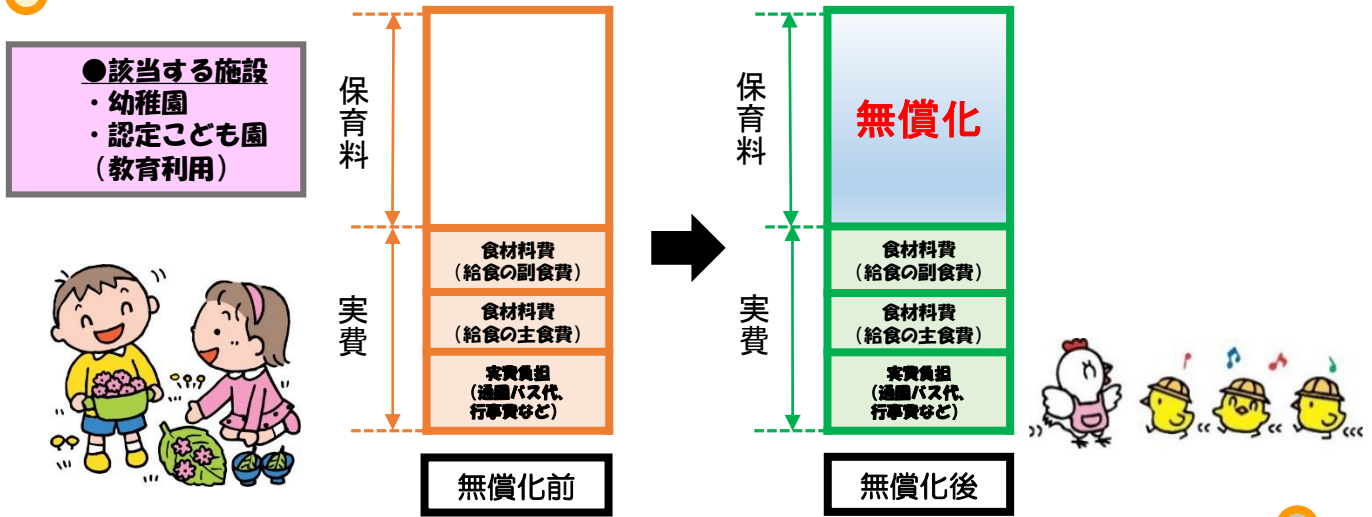
満3歳になって初めての4月1日を経過した子ども（＝3歳児クラスの子ども）が対象となります。ただし、**幼稚園については満3歳以上の子どもが対象**となりますのでご注意ください。



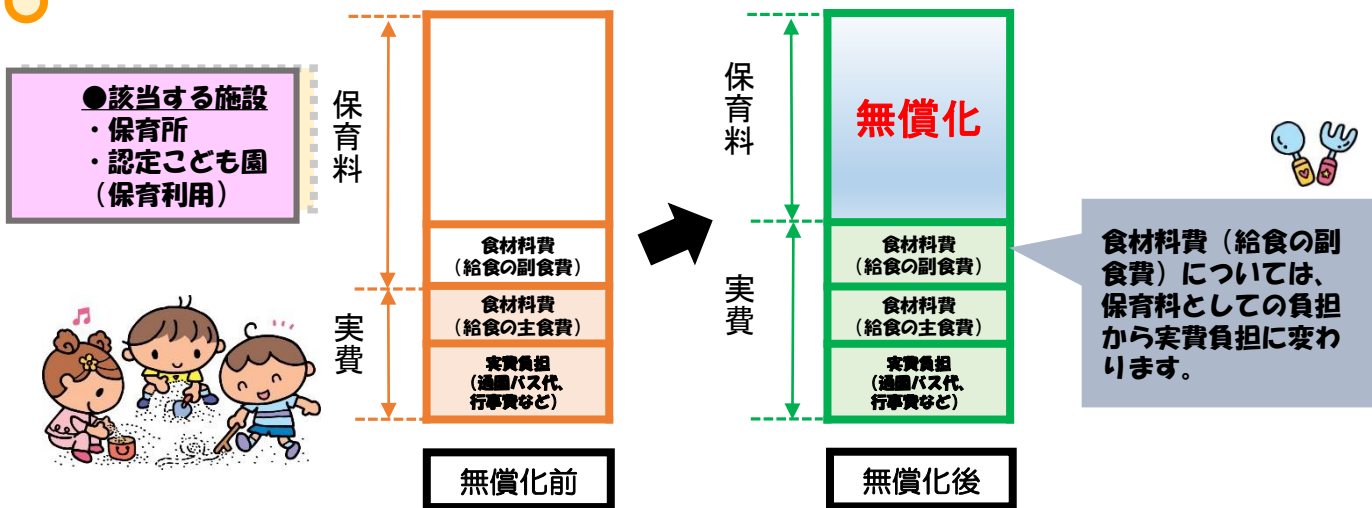
裏面も見てね！

# 対象となる費用のイメージ

## 1号認定子ども(教育利用・3歳以上の子ども)



## 2号認定子ども(保育利用・3歳以上の子ども)



【問い合わせ先】  
 桑名市役所 子ども未来課 保育支援室  
 TEL : 0594-24-1284  
 教育委員会 教育総務課  
 TEL : 0594-24-1236・1354

